

買春者の犯罪化： 北欧地域の経験から

Niina Vuolajärvi Ph.D.



本報告書は、買春の犯罪化がセックスワーカーに与える影響、特に暴力や搾取に対する脆弱性にどのような影響を及ぼすかを検討している。北欧地域をはじめとする多くの国々において、性産業に従事する多くの人々が移民であるため、本報告書では「北欧モデル」に基づく商業的な性行為の取り締まりと移民政策、その施行がどのように交差するかについても検討している。

研究報告書 06/2022

訳・戸谷知尋/Chihiro Toya

はじめに

1999年、スウェーデンは商業的性行為への需要を根絶することを目的とした政策の一環として、買春者の犯罪化を中心とした政策を導入した最初の国となった。現在、一般的に「北欧モデル」¹として知られる性売買の法律は、その後、ノルウェーやフィンランドでも導入され、買春者の犯罪化を中心とした政策がヨーロッパや北アメリカ中に広まった。このモデルでは、第三者（売買春に関わる第三者。斡旋者や管理者など。脚注5参照。）も犯罪の対象となるが、売春者自身は基本的に犯罪化から除外されている。

北欧モデルの政策は、商業的性行為を女性に対する暴力の一形態とみなすラディカルフェミニズムの主張に依拠しており、セックスワークの廃止を正当化している。このイデオロギーにおいて、女性は被害者とみなされているため、さらに罰せられる対象ではなく、むしろ保護されるべきとされている。この法改正は、商業的性行為が容認されないというメッセージを社会に伝えるために、法を規範的な手段として活用し、社会的および個人的なレベルでジェンダー平等と福祉を向上させることを目的としていた。²

本報告書では、買春の犯罪化がセックスワーカーにどのような影響を与えるか、また彼ら彼女らの暴力や搾取への脆弱性について検証する。北欧地域では、他の多くの国と同様、性産業に従事する人々の70%以上が移民であるため、本報告書では、北欧モデルのもとでの商業的性行為の取り締まりが、移民政策やその執行とどのように交差しているかも検証している。また、北欧モデルがセックスワーカーに悪影響を与えており、移民に対しては、その影響が倍増すると結論づけている。本報告書は、性産業に従事する人々の安全、尊厳、権利を守るため、合意の上での商業的性行為に関する刑罰の撤廃を提言する。

1. 他にも、スウェーデンモデル、需要廃止(the end demand)モデル、平等(the equality)モデル、新廃止主義モデル、一部の非犯罪化モデルなどの別名がある。
2. May-Len Skilbrei and Charlotta Holmström, *Prostitution Policy in the Nordic Region: Ambiguous Sympathies* (Farnham, Surrey ; Burlington, Vermont: Ashgate, 2013).



本研究は、商業的性行為の規制に関して、特に移民政策や第三者法がセックスワーカーの状況にどのような影響を与えるかについて、より細やかな理解が必要であることを示している。そして、単純化されたモデルの議論を超え、セックスワーカーの意見や貢献を含める必要があることを提言している。

本研究の結論は、北欧地域（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）で3年間にわたって行われたエスノグラフィー調査に基づいており、セックスワーカーやその他の性風俗関係者、警察、ソーシャルワーカー、政策立案者への210件のフォーマルなインタビューと、政策・法律の詳細な分析も含まれている。³インタビューに応じた129人のセックスワーカーの大半は、シスおよびトランスの女性である。主に彼女たちの出身国・地域は、東欧、ロシア、ラテンアメリカ、ナイジェリア、タイ、北欧諸国で、働く場所は、オンライン／屋内、ストリート、マッサージパーラー、ストリップの劇場／クラブである。

3. Niina Vuolajärvi, “Governing in the Name of Caring: Migration, Sex Work and the ‘Nordic Model’” (Rutgers University - School of Graduate Studies, 2021), <https://doi.org/10.7282/t3-xmds-zn24>.

要約

この研究は、商業的性行為を人身売買や搾取と同一視するイデオロギー的な議論と、実際にセックスワーカーが経験している現実との間に食い違いがあることを示している。インタビューを受けた人々のうち、わずか6%の回答者が自分自身を人身売買の被害者、または他人に強制されて売春したと考えていた。本研究では、性産業に従事したり、商業的性行為のために移住したりする動機として、より収入を得ることが最大の要因として挙げられた。セックスワーカーの性産業に対する解釈や感情にかかわらず、調査を通して、このような傾向がみられた。したがって、この研究は、商業的性行為を、収入を得る活動として、またフォーマル・インフォーマルな労働の一形態として理解する必要があると結論づけている。そのため、本稿では「セックスワーカー」および「性産業従事者」という用語を、性的サービスを提供する人々を指すために使用する。

人身取引の枠組みや、売春を暴力とみなして搾取の問題を買春者個々人に結びつける北欧モデルの言説とは対照的に、本研究は、性産業従事者が直面する問題の多くが、警察の取り締まりや移民政策といった制度的な構造に関連しており、これにセックスワークに対するスティグマが重なることで、搾取的な状況が作られ、暴力のリスクが高まると指摘している。

北欧モデルは、売春者から注意をそらすことを明示的な目的としているが、実際には彼ら彼女らが警察の主な対象となり続けている。北欧モデルのもとでは、売春行為が犯罪化されていないという一般的な理解とは裏腹に、性的サービスを提供する人々は、移民政策、第三者に関する法律、および財政政策の執行によって事実上犯罪化されているのだ。



北欧モデルのもとでは、売春行為が犯罪化されていないという一般的な理解とは裏腹に、性的サービスを提供する人々は、移民政策、第三者に関する法律、および財政政策の執行によって事実上犯罪化されているのだ。

買春者の犯罪化は、商業的性行為の規制においてほとんど役割を果たしておらず、むしろそれは、性産業従事者に対する刑罰的かつ人種的な警察による取り締まりの隠れ蓑として機能している。警察的取り締まり(policing:警察をはじめとする国家権力による規制や監視などの取り締まりを意味する)は移民を対象としており、その結果、国外追放や強制送還によく繋がる。北欧諸国では、売春行為が非犯罪化されているにもかかわらず、移民法では依然として強制送還の理由とされる。

北欧諸国では、売春行為に対するすべての支援が、たとえ利益を目的としなくても禁止される第三者に関する法律がある。家主、ホテルの経営者、会計士などが、売春行為に関わっているとみなされれば、人身売買の罪に問われる可能性がある。また、第三者に関する法律は、セックスワーカーが共同で働くことも犯罪化している。これらの警察的取り締まりにより、移民にとって厳しい住宅事情が生まれ、それがポン引き(斡旋)を助長し、セックスワーカーをより危険な状況に追いやっている。

調査結果によると、インタビュー回答者の大多数(96%)が買春処罰法に反対しており、売買春に関連する刑罰を撤廃して、罰則なしに性的サービスの提供を組織できるようにすることを支持している。買春を犯罪とし、売春を非犯罪化とする部分的な非犯罪化(すなわち、北欧モデル)に対する反対意見の多くは、こうした政策が事実上、売春を犯罪化していることに基づいている。

社会福祉サービスは本来、北欧モデルの中核を担い、買春処罰法はあくまで規範的な補足として機能することが想定されていた。しかし、これらの社会福祉サービスは実現せず、インタビュー回答者たちは、商業的性行為から代替の職業を見つけるために役立つ、包括的かつ効果的な支援の不足を指摘している。この地域でセックスワークをする多くは、永住許可を持たない移民であり、そのため社会保障や公的医療などの国家サービスを受ける権利がない。スウェーデンでは、商業的性行為を女性に対する暴力とみなす理解が広く浸透した結果、セックスワーカーが低いハードルで利用できる性感染症検査や医療、法的サービスが非常に限られており、移民は事実上、これらのサービスから排除されている。

北欧モデルのような法規制の主な目的は、セックスワーカーに対する厳しい取り締まりを通じて商業的性行為を廃止することである。売春者のニーズは、政策決定やサービス提供の中心には置かれていない。本研究による証拠は、北欧モデルが複製すべきモデルではなく、性産業を解体し、排除するために設計された複雑で文脈に特有な規制装置であることを示している。

主な調査結果

1. 大多数の人々は人身取引や強制によって性産業に従事しているわけではない

本研究は、搾取に焦点を当てた性的人身取引に関するイデオロギー的な言説とセックスワーカーの現実との間に矛盾があることを示している。インタビューに応じた人々のうち、自分が人身取引の被害者である、もしくは、誰かに強制されて売春することになったと考えているのはわずか6%であった。大多数は、売春の主な動機として経済的な理由を挙げていた。

国民にとっては、売春は不確実な生活状況に対処する手段であり、福祉国家のセーフティネットを補完したり、学業やその他の活動の資金を調達したりする方法となっている。一方、移民にとっては、母国での機会の相対的な不足が移住の動機となっており、多くは非常に移動性が高く、居住地と北欧地域を行き来しながら短期間で売春することが多い。セックスワークはしばしば、一時的な戦略として、自分自身や家族の生活を向上させる手段として言及される。したがって、この研究は、被害者としての観点や家父長主義的な見方に疑問を呈し、セックスワークをインフォーマルな労働、経済的な主体（エージェンシー）と生存の一形態として理解することを支持している。

2. 北欧モデルは、売春行為を事実上犯罪化している

一般的に北欧モデルでは、売春は犯罪化されていないと認識されているが、実際には移民政策、第三者関連法、および財政政策の施行により、売春も事実上犯罪化されている。北欧モデルが、売春を非犯罪化していたとしても、各国は移民政策を通じて売春行為を規制している。スウェーデンとフィンランドでは、売春行為がEU（欧州連合）/EEA（欧州経済地域）外から来た永住許可を持たない移民に対する強制送還および入国拒否の理由となっており、スウェーデンでは、EU市民が売春行為を理由に強制送還された事例がある。ノルウェーでは、移民法の規定により、警察が移民のセックスワーカーを取り調べ、強制送還したり、管理したりする権限を有している。⁴

4. Synnøve Økland Jahnsen and May-Len Skilbrei, "Norway," in *Assessing Prostitution Policies in Europe* (London: Routledge, Taylor & Francis Group, 2018).

スウェーデン、ノルウェー、フィンランドには、搾取の有無にかかわらず、売春を助ける行為をすべて犯罪とする広範な第三者規制⁵がある。たとえ協力者が強制を行わず、報酬を受け取っていなくても、支援行為は違法とされる。⁶売買春が行われている場合、家主やホテルの経営者もポン引き(斡旋)として告発される可能性がある。スウェーデンやノルウェーでは、警察が第三者法を利用してセックスワーカーをアパートから立ち退かせることもある。

3. 北欧モデルはセックスワーカーを保護していない

ラテンアメリカ出身のトランス女性、リナは、買春処罰法のもたらすセックスワーカーに対する事実上の犯罪化が、どのように彼女のような人々に影響するかを詳述している：

「これは矛盾した法律です。ある意味では、働くことを許されているけど、管理されている – 最終的には、働かないように強制されるんです。[...] 働いていいと言われますが、アパートでは働けません。なぜなら、家主が犯罪者になるからです。ホテルでも働けません。ホテルが犯罪者になるからです。[...] このような状況では、問題があっても警察を呼べません。誰かが暴力を振るったり、強盗をしたりしても。[...] もしあなたが外国人であれば、警察は強制送還するでしょう。」

上記の引用は、本研究の調査結果を示している。インタビュー回答者が買春処罰法に反対する主な理由は、安全に関するものであった。なぜなら、この法規制は、セックスワークを犯罪の領域に追いやり、セックスワーカーたちの社会的および法的な保護へのアクセスを否定し、彼ら彼女らの仕事をより危険なものにしてしまうからである。インタビュー回答者は、警察からの嫌がらせを受けず、また、犯罪者扱いをされず、スティグマから自由な環境で、安全に働けることを望んでいた。

3.a 安全と健康に関するリスク

買春の犯罪化は、セックスワーカーの安全対策を妨げ、顧客のスクリーニング(選別)を難しくする。路上では、顧客は交渉を急ぎ、取引を路上からさらに離れた人目につかない場所に移したがる。一般的には、顧客はホテルなどの公共の場所を避ける傾向になり、これによ

5. 「第三者」という用語は、商業的な性行為を何らかの形で組織したり促進したりする人々を指す。売春者と買春者の関係における第三者(斡旋者や経営者など)を意味する。
6. Jahnsen and Skilbrei, “Norway”; Petra Östergren, “Sweden,” in *Assessing Prostitution Policies in Europe* (London & New York: Routledge, 2018); Niina Vuolajärvi et al., “Finland,” in *Assessing Prostitution Policies in Europe* (London: Routledge, 2018), 199–212..

り、セックスワーカーにとって安全な場所よりも、客が選んだ場所に行くことが増える。スウェーデンの移民のセックスワーカーがこの状況を次のように述べている。

「顧客は路上からどんどん離れた場所や自分の家に行きたがるので、ここ(スウェーデン)の路上で6時間かけて稼ぐ分を、他の場所(他国)では1時間で稼げるのです。力関係が逆転し、私は彼ら(顧客)に安心感を与えることに集中しなければなりません。」

40歳のフレイヤは、生き延びるために18歳で売春を始め、性産業での経験がトラウマとなっていた。彼女は買春処罰法に対する失望を語っている。

「政治家たちは、買春法(the Sex Purchase Act)を導入するときに月と星を約束した。この法律は、女性を保護し、顧客やポン引きを標的にするものであるはずだった。しかし、現実はそうではない。多くの人が警察に追われていると感じている。結局、脆弱な立場に置かれるのは再び女性たちである。」

警察に頼ることへのためらいは大きな問題である。性産業に従事する人々は、買春処罰法導入後も結局事実上の売春者も犯罪化されているため、犯罪被害にあった際に警察に連絡することを恐れていると述べている。

買春者の犯罪化は、セックスワーカーの顧客に対する交渉力を弱め、安全対策を緩めざるを得なくさせ、暴力にさらされるリスクを高めている。また、彼ら彼女らが見知らぬ場所で活動せざるを得なくなり、顧客探しや顧客と過ごす時間が増える傾向がある。



顧客は路上からどんどん離れた場所や自分の家に行きたがるので、ここ(スウェーデン)の路上で6時間かけて稼ぐ分を、他の場所(他国)では1時間で稼げるのです。力関係が逆転し、私は彼ら(顧客)に安心感を与えることに集中しなければなりません。



この法律は女性を保護し、顧客や客引きを標的にするはずでしたが、現実はそうではありません。多くの性産業従事者が警察に追われていると感じており、結局、再び脆弱な立場に置かれるのは女性たちなのです。

3.b 社会的権利の剥奪

買春処罰法のオリジナルであるスウェーデンの買春法には、社会的投資を組み合わせるべきだという明確な呼びかけがあったものの、1999年にこの法律が導入された際、スウェーデン国家は性産業従事者向けの社会的サービスに追加の資金を投入しなかった。その代わりに、スウェーデンは商業的性行為に関する法執行、知識生産、規範の変化に投資してきた。⁷言い換えれば、この「モデル」は性産業従事者向けの専門的な社会サービスを発展させるよりも、警察による取り締まりに重点を置いているのだ。

スウェーデンでは、商業的性行為を女性に対する暴力の一形態として理解する考えが広く普及し、それが結果的にハームリダクションや敷居の低いサービス⁸の不足につながっている。セックスワーカーにとって敷居の低い性病検査や健康、法的支援のサービスは非常に限られているか、ほとんど存在しない。また、この地域のセックスワーカーの大半は移民であるにもかかわらず、国家機関はいずれもスウェーデン語以外の言語でサービスを提供していない。

7. 1999年から2010年の間に、スウェーデンは、法執行のために警察に930万ユーロ(7700万SEK)支援し、女性に対する暴力に関する取り組み(商業的性行為も含まれる)を発展させ、スウェーデンにおける商業的性行為を監視するために、国民健康福祉庁に240万ユーロ(2000万SEK)支援した。国民健康福祉庁の取り組みは、ガイドラインや研修を通じて、健康および社会サービス分野で働く職員や関係者の知識の生産と能力の向上に焦点を当てている。Ola Florin, "A Particular Kind of Violence: Swedish Social Policy Puzzles of a Multipurpose Criminal Law," *Sexuality Research and Social Policy* 9, no. 3 (September 2012): 269–78, <https://doi.org/10.1007/s13178-012-0086-1>; Government of Sweden, "Regeringens Proposition 1997/98:55 Kvinnofrid," 1998, <https://www.regeringen.se/contentassets/1733625e719c43b28f073fa9cdec90f2/kvinnofrid-prop.-19979855>; Anna Skarhed, *Förbud mot köp av sexuell tjänst: en utvärdering 1999 - 2008 ; betänkande* (Stockholm: Fritzes, 2010).

8. 敷居の低いサービスとは、予約や身分証明を必要とせず、利用者中心でアクセスしやすいサービスのことを指す。

ハームリダクションのサービスを犠牲にしてセラピー治療の支援を優先することは、性産業従事者が専門的な健康および法的サービスにアクセスしにくくなることを意味し、犯罪の被害者となった場合でも支援が得られない状況に置かれる。

この地域のセックスワーカーの圧倒的多数は永住許可を持たない移民であり、そのため、社会保障や公的医療といった国家サービスを利用する権利がない。あるスウェーデンのソーシャルワーカーは、スウェーデン国家サービスへのアクセスにおいて国民と外国人の間にある分離を次のように表現している。

「[もし国民であれば]助けが欲しいと思えばすぐに受けられます。住む場所や食事、薬物依存の治療支援など、すべての医療サービスが利用可能です。可能性はたくさんあります。でも、他の人たち[外国人]には何もありません。運が良ければ、私たちがルーマニアへの帰国チケットを提供できるかもしれません。簡単なことではありませんし、彼ら彼女らにとっても簡単ではありません。」

言語の壁と敷居の低いサービスの欠如が、スウェーデンにおける移民の支援サービスからの排除をさらに助長している。さらに、3カ国（スウェーデン、ノルウェー、フィンランド）すべてにおいて、性産業で働く人々は商業的性行為に変わる仕事を見つけるのに役立つ、包括的で効果的な支援が不足していると指摘している。

3.c 増大するスティグマ

スティグマは、セックスワーカーに対する暴力や排除の主要な要因の一つである。本研究は、スウェーデン社会において商業的性行為が暴力の一形態と理解する認識が広く受け入れられていることが、スティグマや周縁化、差別の経験を助長する要因となっていることを示している。買春を全面的に犯罪化しているスウェーデンとノルウェーでは、セックスワーカーは、フィンランドに比べて排除や被害をより強く報告しており、特にスウェーデンでのスティグマは最も深刻である。

スウェーデンでは、商業的性行為が搾取であり、ジェンダー平等の妨げであるとの強い共通認識があり、男性の需要を抑制することが売春政策の中心であるべきだと考えられている。この規範的な変化は、買春法(the Sex Purchase Act)が採択される前後に行われた国民の意識調査にも現れている。1996年には32%のスウェーデン人が買春行為の犯罪化を支持していたが、2012年にはその割合が65%に増加している。売春行為に対する否定的な態度の増加も同様である。1996年には、30%のスウェーデン人が売春行為の犯罪化を支持していたが、2012年には52%が法律による禁止

を支持するようになっている。さらに、スウェーデンの商業的性行為に反対する規範的なキャンペーンによって、セックスワーカーは被害者であり、精神的にも傷ついた存在とみなされるようになった。調査によれば、82%がセックスワークは従事者にとって有害であると考えている。⁹

つまり、セックスワークを暴力とみなす法律および言説によって、新たなスティグマ化されたグループ(買春者)が生み出され、そのことがセックスワーカーからスティグマを切り離すことには繋がらず、むしろ増大させる結果となっている。

3.d 経済的周縁化

スウェーデンおよびノルウェーでは、商業的性行為からの収入に対して課税されるが、セックスワークは「正当な」労働として認められていないため、税務当局からの正式な確定申告の指導はされない。インタビュー回答者は、税務当局による調査を受け、その結果として高額な税金が課されることを報告している。

また、広範なポン引きの定義のため、セックスワーカーは銀行口座の開設や会計士の雇用が困難であると報告している。曖昧な課税制度や財政政策からの排除は、セックスワーカーにとって罰則的な状況を生み出し、彼ら彼女らの周縁化をさらに強めている。

4. 移民は不均衡に被害を受けている

4.a レイシャル・プロファイリングと攻撃の対象になる移民のセックスワーカー

北欧地域における商業的性行為の取り締まりは、特に有色人種の移民に焦点を当てている。多くの(白人としてパスできる)国民は、警察との接触したことがない一方で、有色人種の移民、特にナイジェリア人は頻繁に警察と接触している。

9. Jari Kuosmanen, "Attitudes and Perceptions about Legislation Prohibiting the Purchase of Sexual Services in Sweden," *European Journal of Social Work* 14, no. 2 (June 2011): 247–63, <https://doi.org/10.1080/13691451003744341>; Carl Göran Svedin et al., *Prostitution i Sverige. kartläggning och utvärdering av prostitutionsgruppernas insatser samt erfarenheter och attityder i befolkningen* (Linköping: Linköping University Electronic Press, 2012), <http://urn.kb.se/resolve?urn=urn:nbn:se:liu:diva-75383> Fulltext från Linköping University Electronic Press.

スウェーデン、ノルウェー、フィンランドは売春を非犯罪化しているにもかかわらず、実際には移民に対しては犯罪行為とみなされる。これは、EU/EEA圏外から来た人々にとって、性的サービスの提供が強制送還や入国拒否の理由とされるためである。顧客の調査やその他のセックスワークに対する取り締まりの過程で、警察はセックスワーカーを強制送還する。そのため、たとえ合法的に滞在していても、外国人は強制送還の恐れから警察との接触を避けている。スペインの居住許可を持つナイジェリア人のセックスワーカーは次のように述べている：

「ここでは警察に対する恐怖があります。私はプレッシャーを感じています。街を歩いていると、警察がたまに身分証の確認をしてくれます。『スペインから来たのか』と言われて、チケットオフィスに行くように指示されます。そして、『元の場所に戻りなさい。スペインかイタリア、どこでもあなたの来たところに戻りなさい』と言われるのです。そして、警察は、4～5年間の入国拒否をします。それが私たちの恐れている理由です。」

セックスワーカーは国境で入国を拒否されたり、性的な内容の質問や身体検査を強要されたりすることもある。移民のセックスワーカーを標的にした取り締まりと相まって、国内と外国のセックスワーカーに対する規制が二分化され、「二重市場」が生まれる。その結果、移民はよりインフォーマルで危険な環境で働くことを余儀なくされる。

人種化された警察的取り締まりは、例えば2012年から2014年の間にフィンランドで行われた売春の疑いによる強制送還の統計においても明らかである。クラブや路上での摘発は、(働く割合が)ロシア人の方がナイジェリア人よりも数が多いにもかかわらず、強制送還の70%は他のEU諸国に居住するナイジェリア人であり、観光ビザを持つロシア人の割合は30%に過ぎなかった。両者とも「同様に強制送還可能な」第三国出身者であるにもかかわらずである。

4.b 強制送還を(性産業の)廃止主義の道具として利用すること

北欧諸国では、人身取引の被害者(Victims of Trafficking: VoT)保護が刑事手続きおよび法執行機関との協力と結びついている。これに協力しない場合や、警察が捜査を進めるための十分な証拠を持たない場合には、被害者は保護を受けられず、強制送還される可能性がある。

スウェーデンでは、人身取引の被害者には永住権が認められていない。捜査が終了すると、被害者は自動的に強制送還される。フィンランドとノルウェーでは、人身取引の被害者も永住権を申請する資格

があるが、その許可は自動ではなく、特定の脆弱性が認められる必要があり、また、亡命申請プロセスを通じて正式な申請が求められる。¹⁰

スウェーデンの当局は、人身取引の被害者かどうかに関わらず、商業的な性的サービスに従事する移民を強制送還することを「具体的な犯罪防止策」とみなしている。¹¹政治家たちは、人身取引の被害者に永住権を与えることが不正な移住を助長し、人身取引の削減ではなく促進につながる可能性があると主張してきた。法務大臣は、「手短に言えば、そうした措置(永住権)は、ここに来て売春する動機を与えかねないため、慎重であるべきだ」と述べている。¹²

スウェーデンの警察も、移民のセックスワーカーの強制送還についてこのような理論を反映している。スウェーデンで国家レベルの売春と人身取引に取り組むストックホルムのある上級警察官(男性)は、強制送還を人身取引や売春の防止策として正当化し、「残念ながら、強制送還は人身取引や売春を少しは防ぐ手段にもなる。人身取引のケースは解決に時間がかかりすぎるため、時には外国人法(the Aliens Act)を使わざるを得ないことがある」と述べている。

5. 第三者規制はセックスワーカーに害を与える

警察は第三者法(Third-party law)を利用して、家主やホテル経営者に「売春斡旋」の容疑をちらつかせることで、セックスワーカーを強制的に退去させるようにしている。また、第三者法は、セックスワーカーと一緒に働いたり、互いに助け合ったりすること、さらには守り合うことをも妨げている。スウェーデンのある警察官は以下のように説明している。

「売春をしている人に部屋を貸すと、売春斡旋の疑いをかけられることがある。私たちは家主に、彼ら彼女らの部屋でどのような活動が行われているか、警察がなぜそこに来たかを書いた通知を渡します。さらに、もう一度問題が起きた場合、売春斡旋について尋問を受けることになるとも記載しています。こうした場合、家主は女性たちを追い出すのです。」

10. Anette Brunovskis, "Special Rights within Universal Welfare: Assistance to Trafficking Victims in Norway," *Journal of Comparative Social Work* 11, no. 1 (January 4, 2016), <http://journal.uia.no/index.php/JCSW/article/view/359>; Venla Roth, *Defining Human Trafficking and Identifying Its Victims: A Study on the Impact and Future Challenges of International, European and Finnish Legal Responses to Prostitution-Related Trafficking in Human Beings* (Leiden ; Boston: Martinus Nijhoff Publishers, 2012).
11. Parliamentary Ombudsman, "Justitieombudsmännens Ämbetsberättelse 2013/14:JO1." (Vällingby: Elanders, 2013), 356, <https://data.riksdagen.se/fil/7A1FBF14-36D0-4EA3-B27F-6F0E602A6B44>.
12. Yvonne Svanström, "From Contested to Consensus: Swedish Politics on Prostitution and Trafficking," in *Feminism, Prostitution and the State: The Politics of Neo-Abolitionism*, ed. Eilis Ward and Gillian Wylie (London ; NewYork, NY: Routledge, Taylor & Francis Group, 2017), 38..

また、セックスワーカーは退去や強制送還への恐怖が脅迫の道具として利用されることも報告している。スウェーデンで働くラテンアメリカ出身のエスコートが次のように状況を説明している。

「ビルの責任者が私に連絡を取り、『君は私のビルに住んでいる』と言われました。彼は『無料でサービスを提供しなければ通報する』と言ってきました。」

スウェーデンとノルウェーの警察は、ホテルや短期賃貸アパートの管理会社と協力して、施設

内での商業的性行為を発見するためのシステムを構築し、第三者にも監視を拡大している。スウェーデンの警察官は以下のように述べている。

「ホテルのためにeラーニングツールを作成し、スタッフがトレーニングを受けられるようにしました。スタッフが我々に連絡するか、あるいは我々が対応できない場合には彼女らを追い出すこともあります。」

スウェーデンとノルウェーでは、これらの行動によりセックスワーカー、特に移民の住宅状況が深刻になり、彼ら彼女らはホームレスになるリスクが高まり、より脆弱な状態に置かれている。フォーマルな住宅へのアクセスが制限されることで、多くの人がインフォーマルで搾取的な賃貸環境に頼らざるを得なくなる。部屋の貸主はその場所で商業的性行為が行われていることを知っており、さらに高額の手料を要求している。つまり、売春斡旋法の施行やフォーマルなかたちでの賃貸機会の閉鎖は、実際にはポン引きを増加させ、搾取的な環境に追い込むことにつながり得るのである。

結論

本研究は、買春処罰法が買春者や人身取引者を処罰することで、セックスワーカーを保護するモデルとして機能し、他の国や状況にも適用可能であるという考えに挑戦する。本研究から得られた重要な発見の一つは、買春者の処罰化が北欧地域における商業的性行為の規制にわずかな役割しか果たしていない点である。

市場を混乱させることで商業的性行為の廃止をするのが警察活動の主要な目標である。この取り締まりは主にセックスワーカーを通じて行われており、その結果として彼ら彼女らの暴力や搾取への脆弱性が増えている。

本研究は、性産業の規制に関してより細やかな理解が必要であることを示しており、特に移民政策や第三者法がセックスワーカーの状況にどのように影響するか、単純化されたモデルの議論を超える必要があることを示唆している。また、性産業における搾取の軽減および効果的な政策の策定には、政策立案者が商業的性行為に関するイデオロギー的立場から距離を置き、政策やサービスのデザインにおいて性産業に従事する人々の多様な経験やニーズを中心に据える必要があることを示している。



性産業における搾取を減らし、効果的な政策をつくるには、政策立案者が商業的性行為に関するイデオロギー的立場から距離を置き、政策やサービスのデザインにおいて性産業に従事する人々の多様な経験やニーズを中心に据える必要があることを示している。

鍵となる提言

本研究は、商業的性行為の規制に関して、特に移民政策や第三者法がセックスワーカーの状況にどのような影響を与えるかについて、より細やかな理解が必要であることを示している。そして、単純化されたモデルの議論を超え、セックスワーカーの意見や貢献を含める必要があることを提言している。

北欧モデルおよび性産業全般における害に対抗するため、本研究から導き出された政策提言は以下の通りである。

1

合意に基づく商業的性行為に関連する刑事罰の撤廃が、性産業に従事する人々の安全、尊厳、権利を守るための第一歩である

- 性産業に従事する人々の安全を最優先にするため、性的サービスの売買を非犯罪化すること
- 搾取的でない第三者に対する刑事的禁止を撤廃すること

2

移民政策の変革

- 売春行為を理由とする強制送還および入国拒否の撤廃
- 人身取引の被害者に対する無条件の保護。人身取引の被害者のステータスを刑事訴追の対象から外し、被害者に在留許可を保証することが不可欠である。
- 搾取を減らし、他の生計手段にアクセスできるようにするため、移民に対する合法的な移住の経路とフォーマルな労働市場へのアクセスをつくること

3

セックスワーカーを政策立案とサービスのデザイン・提供の中心に置くこと

- 性産業に従事する人々を政策立案およびサービスのデザイン・提供に含めること
- ハードルの低い健康、法的、社会的サービスの提供とハームリダクションを優先すること
- 商業的性行為以外の職業で生計を立てられるような教育および研修プログラムの提供
- サービス利用者の多様な経験、性産業で働き始めた動機、言語、民族/人種、ジェンダー、セクシュアリティなどを反映した包括的なサービスの提供
- 性産業で働いた経験のある人々を中心に据え、彼ら彼女らが主導または雇用されている団体への資金提供を優先すること

4

セックスワークを経済活動として認識すること 本研究の結果は、性的サービスの売買が労働の一形態として認められない場合、セックスワーカーが罰則なしに自分の生活をするのが困難であることを示している。

- セックスワーカーが希望する場合、個人事業主として登録できるようにし、税金の支払いに関する明確な指針を提供すること
- ただし、売春は一時的な生計手段である場合が多いため、登録の義務は課さないこと

Niina Vuolajärvi 博士は、欧州研究所の助教授(国際移民学)。彼女の学際的な研究は、移民、フェミニスト、社会法学の分野に位置している。

2021年にラトガス大学で社会学の博士号を取得。ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)に着任する以前は、ニュースクール・ゾルバークの移民・モビリティ研究所の博士研究員を務める。

本報告書は、LSE Women, Peace and Security Policy Brief Seriesの2022年6月号です。

The Centre for Women, Peace and Security Policy Brief Seriesは、女性・平和・安全保障の分野における学術研究や実務から得られた政策分析と提言を紹介しています。

lse.ac.uk/wps + blogs.lse.ac.uk/wps + [@LSE_WPS](https://twitter.com/LSE_WPS)



THE LONDON SCHOOL
OF ECONOMICS AND
POLITICAL SCIENCE ■

CENTRE FOR WOMEN, PEACE + SECURITY

Research at LSE ■

Centre for Women, Peace and Security
London School of Economics
and Political Science
Houghton Street
London WC2A 2AE

women.peace.security@lse.ac.uk

lse.ac.uk/wps + blogs.lse.ac.uk/wps + [@LSE_WPS](https://twitter.com/LSE_WPS)